

令和2年3月25日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

厚生文教常任委員長

江 見 輝 男

### 委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年3月5日）

## 1. 議案第11号 川西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

## 議案の概要

本案は、国民健康保険事業費納付金に必要な保険税額を確保するため、川西市国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税の税率等を1人当たり賦課額で年額7324円、割合にして平均7.53%改定する必要があるため、条例の一部を改正しようとするもの。

## 質疑の概要

問 委員会審査資料で示されている税率改定の試算内容によると、令和5年度の基金繰り入れが0円と示されている一方、「一人当たり納付」の推移では、令和6年度以降も自然増が見込まれる状況となっている。そこで、6年度以降に見込まれる納付金の増額分については、税率改定により対応する方針なのか伺いたい。

答 平成30年度に都道府県単位化されてから、令和2年度が過去の精算分を算入しない初めての予算となり、過去に実績がないため令和3年度以降の収支が予測しにくい状況にある。しかし、1人当たりの保険給付費が年々増加している状況を踏まえると、県への納付金は今後も増額が見込まれるため、毎年度、県からの請求を受けた後、詳細を分析した上で、基金の活用を視野に入れながら税率設定を判断していきたいと考えている。

問 同資料において、本事業会計の収支見込みが示されているが、その中で令和2年度の歳出で、保健事業費が前年度に比べ1243万2000円の増額と示されている点について、この要因のほか、今後も増額傾向であるのかを伺いたい。

答 増額の主な要因としては、新年度の新たな取り組みとして、出張特定健診の回数を年1回から3回に増やすための委託料が増加することによるものである。なお、当該事業費は、被保険者数と事業内容により変動する性質のものであり、増額傾向が続くというものではない。

問 国民健康保険運営協議会が市長の諮問に対する答申において、被保険者の理解が得られるよう周知を図った上で税率改定を実施するよう要望している点について、どのように市民への周知を図るのか伺いたい。

答 市のホームページを活用して、本年4月からの改正内容を説明することに加え、広報誌には5月号など複数回にわたって記事を掲載する予定としている。さらに、税率

改正に関するパンフレットを作成して全戸配布することで十分な周知を図っていきたいと考えている。

問 広報誌等を通じて、昨年の普通調整交付金の申請誤りは既に対応済みであり、今回の税率改定に影響がないことをあわせて周知していく考えなのか伺いたい。

答 申請誤りへの対応は、その後の事業運営に影響を及ぼさないことを大前提としており、表現方法等については今後の検討となるが、今回の改定には含まれていないことについても広報していく考えである。

問 令和2年度の収納対策として、「呼びかけセンター活用による初期段階での滞納整理」が掲げられているが、具体的な取り組みと、生活困窮者自立相談支援事業との連携策について伺いたい。

答 再三の督促や催告に応じない滞納者は存在するが、接触しなければ個々の実情が把握できないため、電話や文書送付の回数を増やすことなどにより、納付相談の機会を確保し、十分に話を聞いたうえで対応策を判断しながら、滞納の早期解消につなげたいと考えている。

生活困窮者自立支援制度との連携については、現在も窓口での相談内容に応じて、必要なケースは担当へつないでいるが、来庁しない滞納者には制度を案内する機会が少なかったため、令和2年度では督促状や催告書を発送する際に、チラシを同封する予定としている。併せて、市のホームページで国民健康保険の納付に関する案内の中でも自立支援制度の説明を掲載するよう、現在、準備を進めているところである。

問 医療費適正化の取り組みにより、県への納付金を抑制するためには、本市だけでなく県下の市町全体で実績を上げることが重要と考えるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 県の計画では、将来的に保険料水準を統一化するため、令和3年度から5年度までを医療費水準の平準化に向けた取り組みの加速期間と位置付け、医療費適正化に努力した市町にはインセンティブを与えることで、県下全体の医療費が削減できるよう、取り組みが進められることとなっている。

問 県下全体の医療費適正化については、S I B手法（ソーシャル・インパクト・ボンド）の活用により取り組む自治体との連携も手法の一つとして有効と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 S I B手法については、本市においても既に健幸マイレージ事業で実績のあるところ

ろであるが、その他の事業分野については、その有効性などを先行自治体の例を参考にしながら検討しているところである。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市国民健康保険事業特別会計の収支見込について ほか）  
議案質疑資料あり（1. 保険税率の改定に伴うそれぞれの影響人数及び影響額について）

審査結果 原案可決（賛成多数）

## 2. 議案第15号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第5回）

#### 議案の概要

第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費を除く全部。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費及び第3項清掃費を除く全部。第10款教育費。第12款、第1項公債費のうち第1目元金 災害援護資金償還事業。

#### 質疑の概要

(1) 第1表 歳出

##### ① 第3款 民生費

問 障害者総合支援事業において、児童発達支援と放課後等デイサービスにかかる扶助費が4828万円追加されているが、その要因とあわせて、近年、両サービスは需要の増加等に伴う質の確保が課題となっていることから、この点に対する本市の取り組み状況等について伺いたい。

答 扶助費の増額は、当初の想定以上に利用者とサービス供給量がともに増加したためである。

答 放課後等デイサービスについては、新規参入を希望する事業者があり、本市における目標値を超える場合でも、障害特性等にあわせた療育の申し出等に対して新設を可能な限り認めているが、質の確保については、県主催の研修に職員を参加させるよう各事業者に働きかけるほか、県とともに実地指導監査を実施する際に、事業所の職員体制等を確認するとともに、必要な指導など行っている。

問 老人福祉施設支援事業において、開設関連補助金が1億5591万8000円の大幅減となっている点については、公募に応じる事業者がなかったことによる減額補正であるが、再公募に係る今後の見通しについて伺いたい。

答 地域密着型特別養護老人ホームについては、多田グリーンハイツの圏域を指定して公募したものの応募がなかったため、現在は圏域の拡大を検討中である。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、北部を圏域として公募したが応募がなかったものであるが、南部地域には既に当該サービスにかかる事業所があるため、再度北部圏域での公募を検討中である。

いずれも令和2年度までの第7期介護保険事業計画の期間中に再公募を行う予定としており、事業者に直接働きかけるほか、他市での成功例を研究して臨む考えである。

問 賃金が保育所運営事業で3200万円、認定こども園運営事業で3000万円減額となっており、現場での人員不足が懸念されることから、職員配置の実態について伺いたい。

答 幼児教育・保育の無償化に伴って雇用した事務補助の臨時職員の勤務日数や育休代替及び加配などに要する臨時の保育士が、いずれも当初の予定より少なかったほか、用務員については緊急的な代替対応として予算措置していたが、結果的に雇用はなかったところである。保育士の不足については、担任を持たないフリーの保育士や短時間勤務の臨時保育士によりカバーしている状況である。

## ② 第10款 教育費

問 教育情報推進事業において、教育用タブレット端末の整備経費として使用料及び賃借料1529万4000円を追加し、財源内訳が全額一般財源となっている。今回の整備は国のGIGAスクール構想に基づくものであり、端末費用は国から補助されるのではなかったのか。

答 国は整備台数の2/3に対して1台当たり4万5000円を補助するとしており、整備予定台数4126台のうち2768台が対象となる。本市では、全てをリースにより整備することとしており、運用開始が10月からとなるため、令和2年度は年間リース料3058万8000円の半年分として、1529万4000円を計上している。

答 リースであっても補助対象となるが、補助金が事業者に直接交付される仕組みであるため、これを差し引いた額を市が一般財源により負担するものである。

問 就学支援事業において、扶助費が379万5000円減額されているが、要保護・準要保護にかかる所得基準の見直しなど、制度変更があったのか伺いたい。

答 今年度においては、所得基準額の変更はなく制度上の影響によるものではない。今回の補正は、当初予算において、就学援助にかかる各費目の上限額で計上していたものを実費支給の決算見込みに基づき減額するものである。

<p>問 留守家庭児童育成クラブ事業について賃金等が減額補正となっているが、直近の待機児童数を確認したい。あわせて、待機が発生している場合、これが部屋の広さや人員等の受け入れ体制に起因するものなのか伺いたい。</p> <p>答 待機児童については、本年2月1日時点で5名となっている。例年、この時期になると待機児童が解消されるのが通例であるが、今年度は、特に途中退所者が少なかったことが影響しているもので、部屋の広さや人員等の受け入れ体制に起因するものではない。</p>
<p><b>特記事項</b></p> <p>議案質疑資料あり（3. 教育・保育の無償化に伴う人数及び影響額の詳細（幼稚園、認定こども園、保育所など）ほか）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

3. 議案第16号 令和元年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>保険給付費の増額とそれに伴う歳入の増額、前年度繰越金の増額に伴う国民健康保険事業基金への積立金の増額及び人件費の減額補正。</p>
<p><b>質疑の概要</b> なし</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

4. 議案第17号 令和元年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>保険料の減額と前年度繰越金の増額に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の追加及び人件費の減額補正。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 5328万2000円を追加しようとする後期高齢者医療広域連合納付金に関して、当該制度の開始当初は、納付金の支払いが困難であったり、貸付制度を利用する自治体もあったようであるが、現在の状況はどうなっているのか伺いたい。</p> <p>答 現在は、全ての市町において、兵庫県後期高齢者医療広域連合が提示した額を支払っている状況である。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

5. 議案第19号 令和元年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

**議案の概要**

保険給付費の減額とそれに伴う歳入の減額、介護給付費準備基金への積立金の増額及び人件費の減額補正。

**質疑の概要**

問 第1号被保険者保険料については、年金から徴収する特別徴収保険料を8943万9000円追加する一方、納付書払いや口座振替等による普通徴収保険料が2089万5000円減となっていることから、徴収方法の移行状況などを含め、この要因について伺いたい。

答 本議案は、当初予算編成時の算定に、11月までの実績と前年度の伸び率により見込んだ予算額を、決算見込みに基づき補正するものであり、結果として特別徴収が増額、普通徴収が減額となるものである。

なお、徴収方法については、制度上、65歳に到達してから一定期間は普通徴収であり、一定額以上の年金受給者は、その翌年度後半から特別徴収へ移行するというのが通常の流れであり、これは今年度も変わっていない状況である。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）